

42685

教科書文庫

4
2/0
31-1910
25000 34491

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

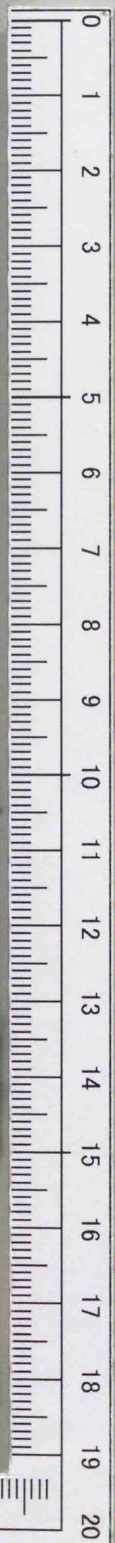
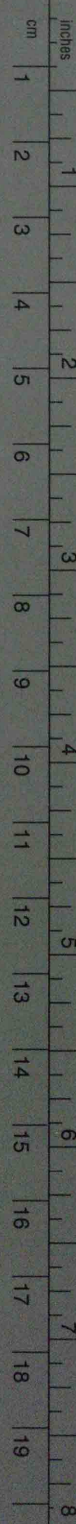


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



教科書文庫
4
210
31-1910
2500034491

尋常小學日本歷史卷二

兒童用

文部省



教科書文庫

4

210

31-1910

2500034491



尋常小學日本歴史 卷二

兒童用

文部省

登録番号

34491

分

375.9

類

M

広島大学図書

2500034491



目録

第一	足利義滿	一	第十	尊王論	四十七
第二	應仁の亂	三	第十一	外艦の渡來と攘夷論	五十四
第三	戰國時代	八	第十二	大政奉還と明治維新	六十二
第四	織田信長	十五	第十三	臺灣征伐と西南の役	六十九
第五	豊臣秀吉	二十一	第十四	憲法發布	七十五
第六	徳川家康	二十八	第十五	明治二十七八年 戰役と條約改正	七十九
第七	徳川家光	三十五	第十六	明治三十七八年戰役	八十六
第八	徳川綱吉	四十	第十七	平和克復と戦後の經營	九十四
第九	徳川吉宗	四十五	附	録	

尋常小學日本歴史 卷二 兒童用

第一 足利義滿

足利義滿の
初政

足利三代將軍義滿は尊氏の孫なり。父義詮よしあきら薨じて後僅に十一歳にして將軍職を襲つげり。尊氏義詮二代の間は、南朝の勢も尙盛なりしが上に、足利氏一族竝ならびに將士の内亂さへ相繼ぎて、幕府の政も整はざりき。されども義滿の時に至りては、南朝の將士は既に多く死歿し、殊に一族なる細川賴之よりゆき之心をつくして幼主を輔佐せしかば、將軍の威勢頗る加り、天下漸く平ぎ、紀元二千五十二年南朝元中九年 北朝明德三年南北兩朝の御和睦あるに及びて、多年の兵

義滿の驕奢

亂ここに始めて治れり。將軍の威勢加るに隨ひて、義滿漸く驕奢に流れ、京都の室町に壯麗なる邸宅を營みてここに居れり。世に之を花の御所と云ふ。兩朝御和睦の後、義滿は職を其の子義持に譲りて太政大臣に任ぜられたり。武人にして太政大臣に任ぜられたるは、平清盛以後、實に之を以て始とす。義滿又第を京都の北山に營み、幽



足利義滿

閣 金

遂なる庭園を設け、庭中に三層の閣を起して、塗るに黄金を以てせしかば、世に之を稱して金閣と云へり。其の驕奢かくの如く甚だしく、遂には己が行列を上皇御幸の御儀式に擬して、關白以下の公卿を従はしむるに至る。世呼んで之を公方と稱す。義滿又支那に交通して、明主より日本國王の稱號を受くるなど、大義名分を忘れたる行爲頗る多かりき。

第二 應仁の亂

尊氏初め利を以て建武中興の政に不平なりし將士を誘ひ、其の力によりて武家政治を再興せしかば、諸將の

室町幕府の威嚴の缺乏

勢自ら強大なりき。尊氏義詮二代の間に内亂の屢起りしは、多くここに原因せり。されば室町幕府の最も盛なりし義満義持の時代にすら、將士の中にはややもすれば之に叛くものあり。山名氏清・大内義弘の如き是なり。義持の第六代將軍義教よしのり出づるに及びて、一時頗る諸將士を抑へしが、其の後には幕府の威勢復漸く衰へ、世の中次第に穩ならざるに至れり。かかる折柄八代將軍義政出でたり。

足利義政

義政は義教の子なり。幼にして職を襲ぎ、榮華に耽りて意を政治に用ひず、常に遊樂を事とし、費用足らずして屢重税を課せしかば、人民大いに苦しみて、海内益騒が

畠山斯波の
兩家及び
利家の督
争

しくなれり。

是より先、幕府は足利氏の一族なる細川・畠山・斯波三家の中より一人を選びて管領くわんりやう職に任じ、將軍を輔けて政務を統べしめき。是いはゆる三管領家にして、諸將の間に重きをなせり。然るに義政の時に至り、畠山・斯波の兩氏には各家督相續の事に因りて争亂あり、細川氏獨り其の間にありて勢力を得たり。たまたま幕府に於ても、義政職にあること既に久しくして子なく、弟義視よしみの僧たりしを還俗げんぞくせしめて嗣となし、さきに管領たりし細川勝元をして、之を輔佐せしめたり。然るに間もなく義政の實子義尚よしひさ生れしかば、其の母は義視を斥しりぞけて家督

を之に傳へんとし、諸將の中獨り山名宗全そうぜんの勢の勝元に劣らざるを見て、義尚を之に託せり。ここに於て足利家の家督の争は細川山名兩氏の争となりしが、たまたま畠山斯波の兩管領家も亦各二つに分れ、一は勝元に、他は宗全に倚頼せしより、其の他の諸將も各好める方に黨して、天下の勢自ら兩分せり。

應仁の亂

紀元二千百二十七年應仁元年勝元宗全の二人各味方の大軍を京都に集め、東西に對陣して戦端を開きたり。是より十一年の間京都は全く戰場となり、皇居を始め奉り、著名なる社寺、公卿將士の邸宅など、大抵兵火にかかりて、花の都は焼野と變り、諸家の寶物記録など多く



應仁の亂

此の時に亡びたり。かかる間に宗全勝元相つぎて病死せしが、其の後兩軍の諸將も戦に倦みて次第に引去るに及び、京都の戦亂始めて止みたり。世に之を應仁の亂と云ふ。是より諸國

幕府の失權

の將士復幕府の命を奉ぜず、互に相攻伐して、遂に永年の大亂を致せり。かかる戰亂の中にありて、義政は尙人民の困苦甚だしきをも顧みず、常に驕奢に耽り、義滿の金閣にならひて京都の東山に銀閣を構へ、茶の湯などの遊を事として、空しく日を送れり。されば幕府の財政益、困難にして、其の威令は殆ど下に行はれざるに至れり。

第三 戰國時代

英雄の割據

應仁の亂後、凡そ百年の間は、幕府の勢益衰へて、天下殆ど統一する所なく、諸將各其の領地に割據して、互に攻

鎌倉管領と
其の末路

戰を事とし、其の境土を廣むるに力めたりき。されば強大なるものは次第に弱小なるものを併せ、英雄競ひ起りて戰亂止む時なかりき。世に之を戰國時代と云ふ。此の時に當りて、勢力の殊に大なりし英雄は、相模の北條早雲、甲斐の武田信玄、越後の上杉謙信、安藝の毛利元就等なり。

初め足利尊氏は近畿爭亂の際に當りて、武家政治を起せしかば、已むを得ずして幕府を京都に開きたり。されども尙東國のゆるかせにすべからざるを思ひ、其の子基氏を鎌倉管領として、之を治めしめたり。是より基氏の子孫相繼ぎて鎌倉にありしが、次第に勢に募り、又幕

北條早雲



北條早雲

府と疎遠そゑんになりて、遂に執事しつじ上杉氏を管領と稱せしめ、自ら將軍に擬して公方と云ひ、ややもすれば幕府に反抗しければ、基氏の曾孫持氏に至りて、遂に將軍義教に滅されたり。時に紀元二千年代の末にして、應仁の亂に先だつこと凡そ三十年なり。是より管領上杉氏代りて勢を得たりしが、上杉氏も亦二つに分れて相争ひ、東國大いに亂れたり。

北條早雲は伊勢の人なり。浪士となりて駿河に赴き、今

武田信玄と上杉謙信

川氏に寄食せしが、東國久しく統一を失ひ、大名等の相攻争せるに乗じ、紀元二千百年代の中頃、伊豆に入りて其の地を略し、更に相模に入り、小田原城を取りて根據とせり。其の勢甚だ盛にして、頻りに近傍の諸將と戦ひ、大いに其の領地を廣めたり。早雲の子氏綱、孫氏康亦智勇勝れたりしかば、紀元二千二百年代の初頃には、遂に上杉氏を逐ひて關東地方の大半を併するに至れり。早雲の伊豆を略せしより、此の時まで凡そ六十年なり。此の頃北條氏と肩を並べて相下らざりしものを甲斐の武田信玄及び越後の上杉謙信となす。武田氏は源氏より出で、代代甲斐にありて其の領主たりしが、信玄に

至りて更に信濃を取り、駿河を併せ、遂に遠江に及びて、勢甚だ強大なりき。謙信はもと長尾氏と稱す。上杉氏に仕へて代代越後にありしが、謙信に至りて頻りに隣國を併せ、上杉氏が北條氏康に逐はれて越後に來り、謙信に頼りて之に其の家名を授くるに及び、始めて上杉氏を稱へたり。謙信、信玄いづれも戰術に長じ、屢、信濃の川中島に會戰せしが、勝敗決せず、甲越久しく南北に相對立せり。かくて此の二人は各機を



武田信玄

毛利元就



上杉謙信

見て京都に入り、將軍を擁して天下に號令せんとせしが、未だ其の志を成すに至らずして、相つぎて病死せり。毛利元就は源賴朝の謀臣大江廣元の後なり。其の家代代安藝にあり、後周防の大内氏に屬せり。紀元二千二百年代の初頃、大内義隆よしたかが其の部將陶晴賢すゑはるかたに害せらるるや、元就は晴賢を嚴島に攻めて之を殺し、遂に大内氏に代りて周防、長門等を領したり。是よ

此の外の諸英雄

り毛利氏の勢強大にして次第に近傍の諸國を合せ、威を中國地方に振へり。
北條・武田・上杉・毛利四氏の外にも、英雄の各地に割據せるもの尙少からざりしが、中にも九州の島津氏・大友氏・四國の長曾我部氏・奥羽の伊達氏の如きは其の地方に於て勢力あるものなりき。されど織田信長・豊臣秀吉・徳川家康の相つぎて起るに及び、割據の英雄も次第に或は滅され或は従へられたり。



就元利毛

諸將年齢比較表

諸將	出生年	死亡年	享年
北條早雲	1509	1577	78歳
毛利元就	1497	1571	75歳
武田信玄	1521	1574	53歳
上杉謙信	1530	1579	49歳
織田信長	1534	1582	49歳
豊臣秀吉	1543	1615	63歳
徳川家康	1547	1616	75歳

第四 織田信長

織田信長は傳へて平重盛の後裔なりと云ふ。其の家代代管領斯波氏に仕へて尾張にありき。紀元二千二百年

桶狭間の戦



義元を桶狭間をけはざまに襲ひて之を斬りたり。ここに於て信長の威名大いに天下に顯る。次いで信長美濃を取り居城を岐阜に定めたり。

代の初頃、駿河の今川義元既に遠江・三河の二國をも領せしが、勢に乗じて更に尾張を従へんと信し、自ら三國の大兵を率ゐて攻寄せたり。此の時信長年尚若かりしが、少しも恐れず、風雨に乗じ、

幕府の衰微

是より先、幕府は大いに勢力を失ひ、其の威令の及ぶ所僅に近畿の一部に過ぎず。將軍は既に名のみとなりて、管領細川氏幕府の實權を握りたりしが、此の頃に至りては細川氏の家臣三好氏みつよし權を擅にし、次いで三好氏の家臣松永氏又之に代り、政權次第に下に移れり。幕府の有様既にかくの如くなれば、群雄雲の如く起りて各地に割據すれども、之を如何ともする能はず。將軍は三好松永の徒に擁せられて、唯手を空しうすることとなり。

朝廷の衰微

天下の形勢かくの如くなりしかば、御料の土地も多くは他の横領する所となり、幕府の財政も亦窮乏して、皇

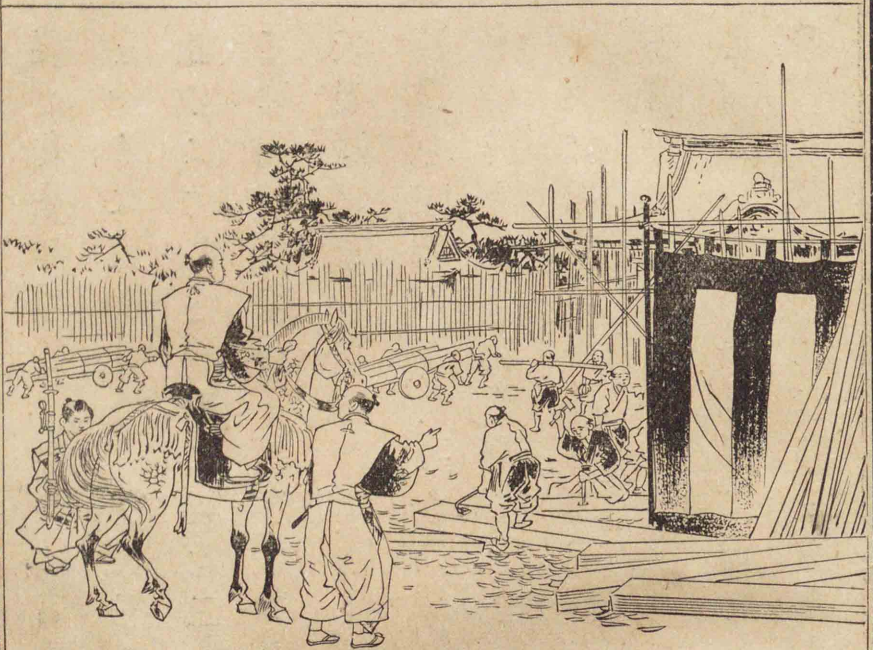
信長朝廷興復の命を受

信長近畿を定む

室の御費用を獻ぜず、皇居破損すれども之を修繕し奉ること能はざりき。此の時に當り、正親町天皇位に即き給ひき。天皇常に皇室の御衰微を憂へ給ひしが、信長の武名を聞召すに及び、使を遣はして興復のことを命じ給へり。信長詔を拜して感激し、天下を平定して叡慮を安んじ奉らんと決心せり。

たまたま十三代將軍義輝、三好松永の徒に害せられ、弟義昭逃れて助を信長に求む。信長乃ち義昭を奉じて京都に入り、三好松永等を降して義昭を將軍職に就かしめたり。時に紀元二千二百二十八年永祿十一年にして、今より

足利將軍亡ぶ



織田信長皇居を修理す

三百四十餘年前なり。是より信長皇居を修理し、御料を奉り、又朝儀の廢絶せるものを復興する等、大いに王事に勤めしかば、朝廷の御有様も稍舊觀に復するに至れり。是より後、信長は兵を出して次第に近畿地方の敵を平げしが、義

本能寺の變

昭は信長の威名の日日に盛なるを忌みて、之を除かんとするに至りしかば、信長怒りて義昭を逐ひ、足利將軍ここに亡びたり。時に紀元二千二百三十三年天正元年にして、尊氏が幕府を開きしより約二百四十年を経たり。近畿既に定まりしかば、信長は進んで北國を従へ、更に四方を定めんとす。乃ち先づ其の將羽柴秀吉を中國地方に遣はして毛利氏に對せしめ、自ら三河の徳川家康と共に信玄の子勝頼を伐ちて武田氏を滅し、駿河・甲斐・信濃等の地を定めたり。次いで自ら中國を征服せんとし、遂に京都の本能寺に館せしに、俄に部下の將明智あけち光秀ひその叛に遭ひ、遂に害せられたり。是紀元二千二百四十

二年天正十年の事にして、桶狹間の戰を距ること二十二年、信長年四十九なりき。豊臣秀吉其の後をうけて遂に信長の遺業を大成せり。

第五 豊臣秀吉

秀吉の出世

豊臣秀吉は尾張の農家より出づ。初め木下藤吉郎と稱し、信長に仕へて賤役に服したりしが、智勇人に勝れたりしかば、次第に重く用ひられて屢、功を立て、名を羽柴秀吉と改めたり。

秀吉信長の遺業を繼ぐ

信長の中國を平定せんとするや、秀吉命を受けて先づ發し、次第に諸城を陥れて、遂に毛利元就もととの孫輝元てるもとの大



豊 臣 秀 吉

軍と備中に對陣す。輝元形勢の不可なるを察して和を求む。たまたま本能寺の變報達せしかば、秀吉急に毛利氏と和睦し、直ちに軍を還して光秀を山城の山崎に破り、遂に之を滅したり。本能寺の變を距ること僅に十一日なりき。此の時信長の部下の將士には、其

の人頗る多かりしに、皆其の機を失ひて、遠方にありし秀吉獨り大功を立てしかば、其の威勢頓とみに振へり。されば柴田勝家は之を忌み、兵を擧げて秀吉を除かんとせしに、却つて大いに近江の賤が岳に破られ、遂に越前に敗死せり。

秀吉全國を平定す

是より後、秀吉は信長の遺志を繼ぎて國亂を鎮定せんとし、先づ長曾我部元親を伐ちて四國を平げ、更に北國を定めて上杉景勝を服せしめ、次いで島津義久を討ちて九州を従へたり。かくて更に北條氏政を小田原に討つに及び、奥州の伊達氏等皆風を望んで來り服し、やがて氏政滅びて關東地方亦平定せり。ここに於て應仁の

亂より後百二十餘年の間打續きたりし大亂始めて鎮
 りたり。時に天正十八年紀元二千二
百五十年にして、信長薨去の後
 僅に八年、今より約三百二十年前なり。是より先、秀吉は
 功によりて關白となり、次いで太政大臣に任ぜられ、家
 名を豊臣と賜はりしが、天正十六年京都の聚樂じゅらくの第だいに
 後陽成天皇の行幸を請ひ奉り、諸大名を會して相共に
 皇室を尊崇し、關白の命令に違はざるべきを誓はしめ
 たり。秀吉は又御料を獻じ、公家くげの領地を定め、京都の市
 街を整理し、其の外郭を築く等、力を興復に盡せしかば、
 久しく荒廢したりし帝都もここに於て頗る面目を改
 むるに至れり。後秀吉奏し請ひて關白職を養子秀次ひこつぐに

朝鮮征伐

譲り自ら太閤たいかと稱したり。

是より先、室町幕府の尙盛なりし頃、幕府は明と好を修
 め、朝鮮亦屢、我に來聘せしが、戰國の頃に至りては、幕府
 の威力甚だ衰へて我が西海の邊民頻りに明朝鮮の沿
 海地方を掠めしかば、彼我の國交いつとはなしに斷絶
 せり。又臺灣フイリピン等南方の諸島は我が邊民の私に
 之に往來するもの少からざりしかども、我が政府と好
 を通じたるものは未だ之あらざりき。されば秀吉は大
 いに國威を海外に發揚せんと欲し、國內漸く平定する
 に及び、先づ明と好を修めんとし、朝鮮をして旨を彼に
 通ぜしめ、更に琉球をして之を明に告げしめ、又フイリピ

ン臺灣へも使を遣
 はして、其の服従を
 促せり。然るに明は
 我が要求に應ぜず、
 秀吉乃ち路を朝鮮
 にかりて明を伐た
 んとし、旨を朝鮮王に諭せしが、
 王は明の威を恐れて之に従は
 ざりき。ここに於て秀吉は北條
 氏滅亡の翌年を以て、意を決し
 て朝鮮征伐の令を發し、翌紀元



豊臣秀吉朝鮮征伐の軍出發望む

二千二百五十二年文祿元年加藤清正、小西行長を先鋒とし、
 十三萬餘の大軍を出して、先づ之を伐たしめたり。我が
 諸將皆勇敢にして、戦へば勝ち、攻むれば取り、忽ち國都
 京城を陥れて國王を逐ひ、行長は更に進みて平壤を取
 り、清正は大いに東北の地方を定めて二王子を擒にし、
 殆ど朝鮮全國を風靡ふうびするに至れり。朝鮮王大いに恐れ
 て援兵を明に求め、明は直ちに大軍を出して之を助け
 しが、我が軍復之をも破りたり。ここに於て明は行長に
 よりて和を求む。秀吉之を許し、諸將を召還せり。然るに
 和議に行違の事ありしのみならず、明の國書に秀吉を
 封じて日本國王となすとの文字ありしかば、秀吉大い

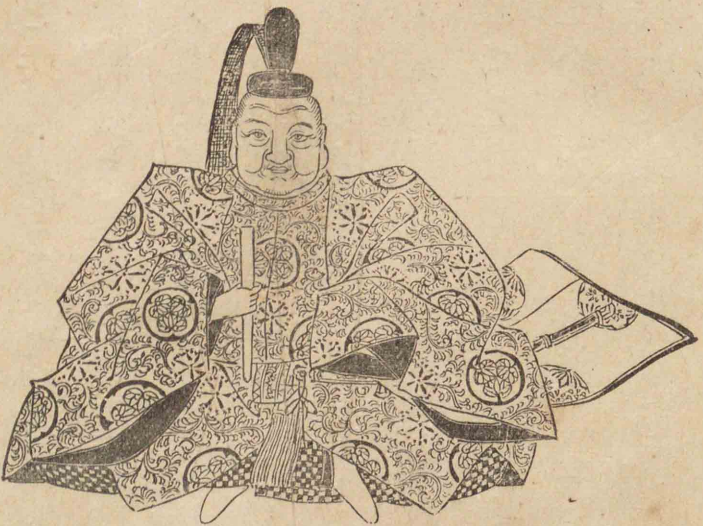
に其の無禮を怒りて再び兵を出せり。されど其の後間もなく秀吉病みて薨ぜしかば、諸將皆遺命によりて兵を收め、前後七年に涉りたる外征の師はここに其の終を告げたり。時に秀吉六十三歳なりき。

第六 徳川家康

家康の出世

徳川家康は三河の人なり。新田氏の後と傳へらる。幼にして既に人に勝れたる器量あり。早く父を失ひ、且其の領土は今川氏と織田氏との間に夾まりて困難なる地位にありしが、六歳の時より人質となり、久しく今川義元のもとにありて、つぶさに辛苦をなむ。義元桶狭間に

敗死せし後は、信長に與して次第に領地を廣め、信長薨



徳川家康

去の後には其の子を助けて秀吉と戦ひ、容易に屈せず、遂に之をして和を講ぜしめしより、威名大いに顯れたり。秀吉の北條氏を滅して關東地方を定むるや、家康軍に従ひて功あり、舊領地駿遠・參・申・信・五箇國の代りに、伊豆・相模・武藏・上總・下總・上野等の地方を得て、遂に武藏の江戸に移れり。

關原の戰

秀吉薨ずるに及び、家康は其の遺命によりて前田利家と共に秀吉の幼子秀頼を輔けしが、幾ばくもなくして利家薨じ、家康の威權獨り盛なりき。此の時秀吉恩顧の大名に石田三成みつなりと云ふ者あり。此の有様を見て遂には豊臣氏に不利ならんことを憂へ、毛利輝元・上杉景勝其の他多くの諸大名と共に家康を除かんと謀りき。然るに秀吉恩顧の人人の中にも、加藤清正・福島正則まさのり以下かねて三成と相善からざりしものは却つて家康に應ぜしかば、天下の形勢二つに分れたり。かくて東西の兩軍大いに美濃の關原がに戦ひ、勝敗容易に決せざりしが、西軍の中に叛きて家康に應ずるものあるに及び、東軍大

家康征夷大將軍となる

いに勢を得、西軍忽ち敗れて、三成以下の諸將多く殺されたり。時に紀元二千二百六十年慶長五年にして、今より約三百十年前なり。次いで家康は大いに賞罰を行ひ、景勝・輝元等西軍の諸大名の領地を削り、或は之を收めて、清正・正則等有功の諸大名並びに部下の將士に加増したり。ここに於ても豊臣氏に従ひし諸大名も自ら家康の部下の將士と相並びて徳川氏に服屬する有様となれり。是等の大名を外様とさま大名と云ひ、早くより家康の部下たりし將士の大名となれるものを譜代ふだい大名と云ふ。家康は又大いに諸大名の領地を轉換し、徳川氏に疎遠なる外様大名は

之を遠方の地に移し、畿内・東海道等の要地には、多く譜代・其の他の親密なる諸大名を配置せり。是より天下の實権一に徳川氏に歸せしが、次いで紀元二千二百六十二年慶長八年に至り、家康征夷大將軍に任ぜられ幕府を江戸に開きたり。

大阪の役

家康既に關原の戦に勝ち、次いで征夷大將軍となるに及びて、豊臣・徳川の兩氏は全く其の従來の位置をかへ、秀頼は大名の一員たるに過ぎざることとなれり。されども尙父の威望と富力とを承けて堅固なる大阪城に據り、加ふるに秀吉の舊恩を思ひて心を寄する大名も少からざりしかば、家康は職を子秀忠に譲りて後も、尙

ひそかに之を憚りき。たまたま秀頼京都方廣寺の大佛を再興するに當り、其の鐘銘に國家安康などの句あるを見るに及び



大阪夏の役

て、家康は是我を呪詛しゆそするものなりとし、大いに秀頼を詰責きつせきせり。ここに於てかねて家康の所爲に快からざりし大阪方の人人は、秀頼に勧めて兵を擧げしめ、豊臣氏の盛なりし昔に返さんとせり。されば家康は直ちに大兵を起して大阪城を圍みしが、城固くして容易に陥らず、乃ち一たび和を講じて其の濠ぼを埋め、翌年戦再び起るに及び、遂に之を陥れたり。ここに於て秀頼自殺し、豊臣氏は二代にして亡びたり。時に紀元二千二百七十五年元和元年にして、秀頼年二十三、秀吉の薨去を距ること十七年なり。是より天下復徳川氏に敵するものなきに至れり。

家康薨す

豊臣氏の亡びたる翌年、家康七十五歳にして薨ぜり。家康は秀吉の後を承けてよく諸大名を統べ、又大いに心を政治に用ひて種種の法令を定め、學問を興し、以て二百六十餘年間の太平の基を開きたり。

第七 徳川家光

幕府の制度
整ふ

三代將軍家光は秀忠の子なり。初め家康・秀忠二代の間は、勢望の相違こそあれ、もと外様の諸大名と同輩なりしかば、自ら之に對して憚る所なきを得ざりき。されども家光に至りては、もはや生れながらにして、是等の諸大名の上にあるしかば、外様大名を見ることなほ譜代

大名の如く、全く臣下として之を待遇したり。幕府の威
權是より甚だ盛にして、制度も亦大いに整ひ、諸大名は
邸宅を江戸に賜はりて其の妻子をここに置き、參勤交
代とて、一年は江戸に居り、一年は領地に赴くこととな
れり。

歐羅巴人の
渡來と切支
丹宗の傳來

家光の將軍たりし時に、外國との交通貿易につきて注
意すべき事起れり。是より先、紀元二千二百年代の初葡
萄牙の商船大隅の種子島に來れり。是歐羅巴人の我が
國に來りし始なり。此の時葡萄牙人は始めて小銃を傳
へしが、折しも戰國爭亂の際なりしかば、此の利器は大
いに武人の歡迎を受け、戰術も之が爲に一變するに至

切支丹宗の
禁制

れり。是より葡萄牙人、西
班牙人など追追に渡來
して貿易を營み、又基督
教の一派をも傳へたり。
我が國にては是等の外
國人を南蠻人と云ひ、其
の基督教を切支丹宗と
唱へたり。
切支丹宗の宣教師は熱
心に布教に従事せしか
ば、其の教は間もなく各



南蠻人の渡來

海外渡航の
禁制と島原
の亂

地に弘まりたり。織田信長も一時は之を保護し、會堂を
京都に建つることを許せし程なりしが、秀吉に至り其
の弊害多きを察して、斷然之を禁じたり。家康亦其の方
針をつぎて、其の教を嚴禁せしかども、外國人との貿易
はなほもとの如く之を許したり。されば海外諸國との
交通頗る繁く、隨ひてひそかに切支丹宗を奉ずるもの
多かりき。

ここに於て家光は通常の手段にては切支丹宗の禁絶
し難きを知り、紀元二千二百年代の末に至り、重ねて其
の禁を嚴にして、改宗を肯ぜざる多くの信者を殺し、且
邦人の海外に出づることをも禁じたり。九州にはかね

鎖國

てより其の信者最も多かりしが、紀元二千二百九十七
年寛永十四年に至り、遂に肥前の島原半島なる原城に據りて
亂を起したり。幕府乃ち將を遣はし九州の諸大名の兵
を率ゐて之を討たしめしに、賊勢盛にして容易に鎮定
せざりしかば、更に老中ちゅう松平信綱を遣はし、大いに兵力
を増し、翌年遂に之を平ぐることを得たり。

是より後、切支丹宗の禁制は益々嚴重にして、ただに邦人
の海外に出づるを許さざるのみならず、一切西洋人の
我が國に來ることを禁じ、唯長崎の一港を限り、切支丹
宗の布教に關係せざりし和蘭人おらんたのみ、支那人と共に來
りて貿易することを許し、又人民をして悉く佛教を奉

ぜしめ、以て切支丹宗の信者にあらざることを證明せしむるに至れり。此の鎖國の政策は邦人をして外國の事情にうとからしめ、世界の進歩におくれしめたるの憾うらみあれども、切支丹宗の傳播を抑止せんとする幕府の目的は遂に之を達するを得たり。

第八 徳川綱吉 新井白石

學問の復興

武家政治の始りてより以來、人人殊に武藝を重んぜしにより、學問は一般に振はず、戰國時代に至りては益甚だしくして、僅に僧侶によりて其の命脈を保てる有様なりき。然るに徳川家康出づるに及び、藤原惺窩せいこ、林羅山

道ちゆうなどの學者を招きて儒學じゆがくを獎勵しやうれいせしかば、學問是より漸く復興し、諸大名にも之に倣ならふもの多く出來れり。中にも水戸侯徳川光圀の如きは其の最も著しきものにして、多くの學者を集めて國史・國文を研究し、大日本史を始として種種の大著述を成したり。殊に五代將軍綱吉は深く學を好みて孔子の廟を江戸の湯島に建て、又時には自ら書を講じて人人に聞かしむる程なりしかば、學問愈盛になれり。されば民間にも中江藤樹の如き名高き學者あり、伊藤仁齋にさい、荻生徂徠そらいの如き人人も相つぎて出でたり。

將軍綱吉は學問を獎勵することかくの如くなりしか

綱吉の弊政と元祿時代

ども、後には稍、政治に倦み、殊に己が生年戊いぬの年に當ればとて、犬を保護すること極めて厚く、人民の困難をも顧みざりき。しかのみならず加之遊樂に耽り、貨幣を改鑄して其の質を悪しくし、以て財政の窮乏を補ふの手段とするに至り、政治漸く紊れたり。當時太平久しく打續きたりしが上に、幕府の政治もかくの如くなりしかば、風俗も頗る華美になりて、士民一般に奢侈に傾き、前代と趣を異にせる一時代を現出せり。後世當時の年號によりて之を元祿時代と云ふ。然るに綱吉薨じて後、其の姪をひ家宣、家宣の子家繼、相ついで職に就きしが、此の二代の間に於て、新井白石將軍の信任を得、前代の弊政を改むる所多かり

新井白石の先
族出家の先
例を廢せん
ことを建議
す

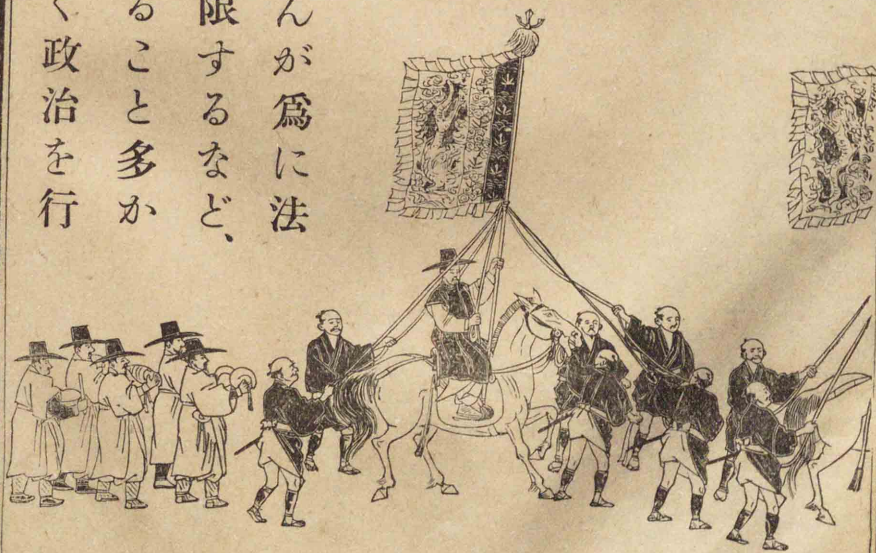
白石朝鮮の
使者の待遇
法を改む

しかば、人心漸く安きことを得たり。
白石は和漢の學に深く、ほぼ西洋の事情にも通じ、又政治の才ありき。此の頃まで、朝廷にては、皇太子に立ち給ふ御方の外は、諸皇子大抵出家し給ふの習はしなりしが、白石は其の道理に違へるを論じて、此の先例を廢せんことを建議せり。閑院宮家の創立には此の建議與りて最も力ありと云ふ。
白石は又朝鮮の使者の待遇法を改めんことを請へり。是より先、秀吉薨じ、家康朝鮮と好を修めてより以來、朝鮮は將軍の代替り毎に慶賀の使者を我が國に送る定なりき。然るに幕府は其の使者を待遇すること厚きに

過ぎ中には我が國の體面を損ずるが如きこともありしが、ここに至りて白石の議を用ひ、之を適當の程度に改めたり。

白石財政に注意す

白石は又前代の粗惡なる貨幣を改鑄し、又金銀の多く外國に流出するを防がんが爲に法令を改めて貿易の額を制限するなど、財政の上にも心を用ひたること多かりき。後八代將軍吉宗親しく政治を行



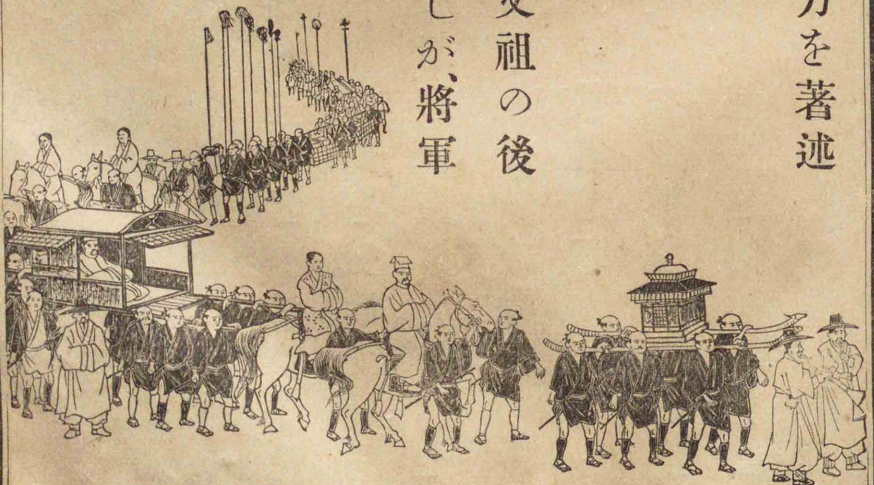
朝鮮の使

徳川吉宗將軍となる

ふに至り、白石は退きて専ら力を著述に用ひたり。

第九 徳川吉宗

徳川吉宗は家康の曾孫なり。父祖の後を承けて紀伊家を継ぎたりしが、將軍家繼早く薨じて世嗣絶えたるにより、入りて其の職を襲ぎたり。吉宗賢明にして政治の才に富み、努めて善政を行ひしかば、天下よく治りき。世



者の行列

吉宗の政治

に之を徳川幕府中興の英主と稱す。



徳川吉宗

吉宗の政治の要は、實用を尙びて虚飾を避け、質素を奨めて華奢を戒むるにありき。就職の初に當りては、尙元祿時代の餘弊を受けて、風俗一般に奢侈に流れ、士氣甚だ柔弱なりしかば、吉宗先づ自ら儉約の模範を示して衆を率ゐ、大いに武事を奨励し、財政を整へ、風俗を厚くし、洋書を讀むの禁を緩め、學問を奨む

吉宗心を産業に用ふ

るなど、新政を施す所少からず。又多くの人才を登用せしが、中にも、剛直の聞え高き大岡忠相を町奉行に任じたるが如きは其の最も著しきものなり。又法律の大綱を定め、有司をして裁判の標準を知らしめたり。世に之を御定書百箇條と云ふ。

吉宗又深く心を産業に用ひ、荒地を開き、水利を起し、甘蔗の苗を求めて砂糖の製造を奨め、甘藷を植ゑしめて凶年の備となさしめしかば、諸大名亦多く之に倣ひて、勸業に注意し、諸國の産物次第に増加するに至れり。

第十 尊王論

松平定信

幕府の政治は吉宗の中興によりて一時頗る整ひ、其の
 薨去の後も引續きて天下太平なりき。然るに十代將軍
 家治の時に至り、執政の臣其の人を得ず、賄賂公に行は
 れて政治正しからず、人民大いに苦しめり。之に加ふる
 に暴風・洪水などの天災頻りに至り、飢饉も亦相つぎし
 かば、貧民諸所に騷擾し、遂に江戸の市中にも暴民の蜂
 起を見るに至れり。されども十一代將軍家齊職を襲ぐ
 に及びて、直ちに賢明なる松平定信を老中となし、大い
 に前代の弊政を改めたり。定信は將軍吉宗の孫にして、
 松平氏を繼ぎ、奥州白河の城主となりし人なり。若かり
 し時より名望高く、其の政を執るや、努めて人才を登用

し、吉宗の政治に倣
 ひて質素儉約を主
 とし、奢侈遊惰を戒
 め、學問武藝を獎勵せしか
 ば、幕府の政復舉れり。世に
 之を寛政の治と云ふ。寛政
 とは當時の年號なり。又此
 の頃露西亞の船屢、北海道に
 來る事などありて、北邊漸く
 多事ならんとせしかば、定信
 大いに意を海防に用ひ、自ら



松平定信海岸を巡視す

水野忠邦

伊豆相模等の海岸を巡視せり。
 定信職を退きし後、政治復稍弛みしが十二代將軍家慶の
 時水野忠邦幕政を執るに及び、定信に倣ひて亦大いに
 節儉の獎勵、風俗の改善等に努めたり。然るに其の爲
 す所嚴に過ぎしかば、遂に失敗に終りき。當時年號を天
 保と云ひしかば、世に之を天保の改革と云ふ。是より先、
 家齊の在職は五十餘年の久しきに涉り、海内太平にし
 て表面頗る華美なりしかども、政治は形式に流れて活
 氣に乏しく、忠邦の改革も之を救ふこと能はざりき。之
 に加ふるに一方には尊王排幕の思想漸く加り、他方には
 外國との關係亦次第に複雑となりて、幕府衰頹の兆

朝廷と幕府との關係

稍現れたり。

そもそも我が大日本帝國は萬世一系の天皇政務を親
 裁し給ふを以て法とす。然るに平安朝の中頃より、藤原
 氏權を擅にして政治を紊り、遂には武將國政を執るの
 變態を生じたり。されども幕府の政治は源賴朝之を始
 めてより以來、年既に久しくして根柢甚だ堅く、將軍は
 殆ど無限の權力を有して人民に臨み、人民亦之に馴れ
 て、敢へて幕政に就き疑を挾まんともせざるのみなら
 ず、中には唯將軍あるを知りて皇室の尊嚴なる所以を
 知らざるものすら少からざりき。

尊王論漸く起る

是より先、徳川光圀諸方より學者を招きて大日本史の

編纂に着手し、國史の研究を始めしより、世人漸く我が國體を知りて皇室の尊嚴なる所以を解し、幕府が政を執るの道理に違へることを覺りき。されど幕府を憚りて之を口にするものは未だ曾て有らざりしが、吉宗薨去の後に至り、竹内式部山縣大貳など相ついで出て尊王の説を唱へ、幕府の不義を論じたり。是等の人人は何れも幕府の爲に罪せられしかども、國史の研究益進み、殊に國學の勃興すると共に、尊王論は次第に勢を得たり。

國學

國學とは國語に基づきて、我が古史古文を研究する學問を云ふ。ときに將軍綱吉の頃、僧契沖出でて古文を研

究せしより、此の學漸く起り、賀茂眞淵、眞淵の門人本居宣長のりながなど有名なる學者相ついで出て、大いに我が國體の優秀なる理由、皇室の尊嚴なる所以を明かにせり。而して其の門人等盛に其の説を唱へしかば、人人益皇室の尊ぶべきことを知るに至れり。

慷慨家出づ

かく尊王論の漸く盛なると共に、朝威の衰頽せるを憤慨するもの隨ひて出でたり。蒲生君平、高山彦九郎の如きは其の有名なるものなり。二人各諸國を巡遊して、君平は御歴代の山陵の廢れたるを憤り、彦九郎は皇室の御衰微を慨きたり。世に君平彦九郎と林子平とを併せて寛政の三奇人と云ふ。子平は夙に外國の事情に通ぜ

しかば、外患の將に至らんとするを憂へ、書を著して海防の急務なるを論じたり。

第十一 外艦の渡來と攘夷論

攘夷論起る

さきに將軍家光が邦人の海外に出づるを禁ぜしより以來、國民は國內の狭き天地にのみ太平を樂しみ、少數の蘭學者の外には殆ど外國の事情に通ずるものなかりき。蘭學者とは和蘭の學問を修めたる人人を云ふ。然るに家齊の將軍たりし頃、西洋にては既に汽船の發明ありて、航海のこと復昔日の如く難からざりしかば、外國船の東洋に航するもの漸く多く、我が國に來りて通

和親條約の締結

商を請ふものも少からざりしが、幕府は舊法を守りて之を許さざりき。されど其の後も彼等は屢、我が邊海に來り、時に或は海岸を掠め、或は港内を騒がすことありき。ここに於て攘夷の論漸く起り、幕府は令を下して海防を嚴にせしめ、仁孝天皇の御代には、幕府遂に外國船の擊攘うちほうをさへ命ずるに至れり。

其の後約三十年、孝明天皇の御代、嘉永六年紀元二千五百十三年六月三日、亞米利加合衆國の使節ペルリ船艦四隻を率ゐて相模の浦賀に來り、好を修め貿易を開かんことを我に求めたり。幕府は事の重大なるを見て、其の處置に窮せしかば、先づ返答の期を延べてペルリを歸らしめ、事



合衆國の船艦東京灣に入る

の由を朝廷に奏し、又諸大名をして之に對する意見を述べしめたり。然るに衆說區區にして幕府の方針未だ決せず、之に加ふるに、幾ばくならずして將軍家慶薨じ、十三代將軍家定職を襲ぐあり。かかる中に早くも翌安政元年紀元二千五百十四年

となりて、ペルリは約の如く再び來れり。幕府乃ち已むことを得ず、合衆國の船の爲に下田・函館の二港を開きて薪水・食糧などの缺乏品を給することを約し、次いで英吉利・露西亞・和蘭の三國とも亦ほぼ同様なる和親條約を結びたり。されども通商のことは尙之を許さざりき。

通商條約の締結

其の後安政三年紀元二千五百十六年合衆國の總領事ハルリス來り、世界の形勢を説きて我が鎖國方針を執るの不可なるを論じ、切に通商貿易を開かんことを請ひ、之を促すこと屢なり。ここに於て幕府又已むを得ず開港の議を決し、勅許あらんことを奏請せり。然るに孝明天皇英明

にして深く國家の前途を憂慮し給ひ、容易に之を許し給はず、更に諸侯の議を徵して上奏すべしと御沙汰ありき。されどハルリスの幕府に逼ること愈急なるに及び、幕府は事情切迫して猶豫すべき場合にあらざるとなし、遂に勅許を待たずして合衆國と通商條約を結び、更に神奈川・兵庫・長崎・新潟の四港をも開きて貿易場となすべきことを約したり。ここに於て時の大老井伊直弼なほの罪を鳴らすもの四方に起れり。是安政五年紀元二千五百十八年の事にして、今より五十餘年の昔に當れり。次いで幕府は和蘭・露西亞・英吉利・佛蘭西の四國とも同じく通商條約を結べり。

櫻田門外の變

此の頃將軍家定子なく、繼嗣未だ定まらざりしかば、水戸侯徳川齊昭なりあきの子慶喜よしのぶを一橋家より迎へんとするものと、紀伊家より家茂もちを迎へんとするものとの兩説ありしが、直弼將軍の旨を奉じ、異議を排して家茂を迎へ、以て世嗣となす。



櫻田門外の變

間もなく家定薨じて、家茂十四代の將軍となれり。此の繼嗣の決定衆望に背きしかば、直弼の所爲を非難するもの益多きを加へたり。直弼乃ち物議を鎮めんとして、反對者を處分せしが、其の處置嚴重にして人人の怨を受け、遂に萬延元年紀元二千五百二十年三月三日、雪中登城の際、櫻田門外に於て水戸藩の浪士等の爲に殺害せられたり。是より幕府の威大いに衰へ、尊王攘夷の論益盛になれり。

下關の外艦
砲撃と長州
征伐

幕府は一旦諸外國と和親通商の約を結びしも、今や世論の趨勢すうせいに敵しかね、朝命を奉じて遂に日を定めて攘夷を實行することに決せり。されば其の期日に至り、攘

夷論の主張者たる長州藩は下關海峽を通過する合衆國などの船艦を砲撃して攘夷實行の手始をなし、次いで孝明天皇は長州藩士等の議を容れ給ひ、大和に幸して神武天皇の御陵を拜し、以て攘夷親征の詔を下さんとし給ひき。蓋し志士の中には親征に乗じて幕府を覆さんとの企ありしなり。然るに朝議俄に一變して、長州藩は皇居警衛の任を解かれ、其の藩士は入京を禁ぜられ、三條實美さねとみ以下攘夷論を主張せる朝臣は多く斥けられたり。されば長州藩士は其の冤を訴へんとし、多人數相率ゐて入京せしが、會津・薩摩等諸藩の兵拒ぎて之を撃退せり。ここに於て幕府は奏請して前後二回長州征

伐の大軍を起せしが、其の第二回の軍利を失ひて、幕府の威勢は愈、衰へたり。

第十二 大政奉還と明治維新

大政奉還

長州征伐の軍利あらずして幕府の勢愈、衰へたる時に際し、將軍家茂病みて薨じ、徳川慶喜入りて職を襲げり。時に慶應二年紀元二千五百二十六年なり。既にして孝明天皇崩じ給ふ。御年三十六にてましましき。次いで今上天皇御年十六を以て踐祚し給ひ、大喪の故を以て勅して征長の軍を解かしめ給ふ。此の時に當り、幕府の威望全く地に墮ちて諸大名の其の命を奉ぜざるもの多く、殊に薩長土

等の諸藩の中には、ひそかに朝臣と結びて之を倒さんと謀るものさへあり、或は幕府に建議して、大政を奉還せしめんとするものありき。ここに於て慶喜は時勢の已むべからざるを察し、土佐の前藩主山内豊信やまうちとよしげの勸告を容れ、斷然政權を還し奉らんことを奏請せり。天皇乃ち之を嘉納し給ふ。時に慶應三年紀元二千五百二十七年十月にして、家康征夷大將軍となりしより十五代二百六十五年、政權武家に移りてより凡そ六百八十年を経たり。ここに於て朝廷、攝政關白、征夷大將軍等の職を廢し、新に勤王の公卿、諸侯、諸藩士等を拔擢して庶政を掌らしめ給ひ、王政其の古に復したり。

慶喜の時勢を察して政權を奉還するや、其の舊臣なる旗下の士及び會津・桑名等の藩士の中には心ひそかに之を喜ばざるもの多かりき。之に加ふるに、前將軍たる慶喜は少しも新政に與るを得ざりしのみならず、却つて其の内大臣の官を辭し、領土を返上すべきの命を受けしかば、人人の不平益甚だしかりき。慶喜事變の生ぜんことを恐れて、一旦大阪に退きしが、明治元年紀元二千五百二十年正月遂に是等の人人に擁せられ、討薩の表を捧げて入京を企てたり。薩長の兵乃ち鳥羽・伏見に迎へ撃ち、大いに其の兵を破れり。ここに於て天皇新に彰仁親王あきひとと申す寺宮の後に小松宮と申すを征討大將軍となし、慶喜を討たしめ給ふ。慶

喜直ちに海路より逃れて江戸に歸る。天皇乃ち熾仁親王たると有栖川宮を東征大總督とし、西郷隆盛等を參謀とし、東海・東山・北陸の三道より大舉して江戸に向はしめ給ふ。然るに慶喜の江戸に歸るや、大いに前非を悔い、深く恭順の意を表し、勝安芳等かつやすよしを使者として罪を謝せしかば、朝廷乃ち江戸城及び軍艦銃砲を收めて慶喜を水戸に幽し給へり。時に明治元年四月なり。されども數百年來久しく武家の政治に馴れたりし人人の中には、此の王政復古の盛典を目にしたがらも、尙順逆をあやまるもの少からず。殊に慶喜の恭順を喜ばざる舊幕臣等は、彰義隊あきよしを組織して將軍の廟所なる上野うへのに立籠りしが、直ち



に官軍の爲に破られたり。又會津

藩主松平容保は

其の居城に據り

て官軍に抵抗し、

奥羽の諸藩多く

之に連合せしが、

此の年九月容保

力盡きて降り、翌月に至り奥羽地

方悉く平定せり。此の月、舊幕府の

海軍副總裁たりし榎本武揚えのもと たけあき數隻

の船艦を率ゐて北海道に奔り、五

維新前後の兵士

に官軍の爲に破られたり。又會津藩主松平容保は其の居城に據りて官軍に抵抗し、奥羽の諸藩多く之に連合せしが、此の年九月容保力盡きて降り、翌月に至り奥羽地方悉く平定せり。此の月、舊幕府の海軍副總裁たりし榎本武揚數隻の船艦を率ゐて北海道に奔り、五

維新の大業成る

稜廓に據りしが、是亦翌二年五月に至りて遂に降服し、
全國悉く定まれり。

是より先、明治元年三月天皇群臣を集めて維新政治の
大方針を神祇に誓ひ、之を群臣に宣し給へり。其の文に
曰く、

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
- 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
- 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ
倦マサラシメンコトヲ要ス
- 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
- 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

と。之を五箇條の御誓文と云ふ。維新政治の基礎ここに於て確立せり。次いで江戸を東京と改め、天皇ここに幸して政治をみそなはし給ふ。明治二年薩長・土肥の四藩主連署上表して、數百年來其の領有したりし土地人民を奉還せんことを請ふに及び、他の諸藩主亦之に倣ふもの多し。朝廷乃ち其の請を許し給ひ、諸藩主を知藩事とし、各其の地を治めしめ給ひしが、四年に至り遂に全く藩を廢して縣を置き、新に知事を任命し給へり。是より天下の政治悉く一途に出でて、明治維新の大業始めて完成せり。此の維新の大業に參して勳功多かりしもの、其の數もとより少からざりしが、中にも三條實美・岩

倉具視・西郷隆盛・木戸孝允・大久保利通等は其の重なるものなりき。次いで六年徵兵令の發布ありて、全國皆兵の制立つに及び、久しく分れたりし兵・農の區別も全く其の跡を絶つに至れり。

第十三 臺灣征伐と西南の役

王政古に復するや、朝廷世界の氣勢を察して斷然諸外國と和親するの方針を定め給ひ、明治三年重なる條約國に公使を派遣し、翌年更に右大臣岩倉具視・參議木戸孝允・大藏卿大久保利通等を歐米諸國に遣はし、又清國と修好及び通商の條約を締結し給へり。是我が國が外

新政府の外
交方針

國を促して條約を結べる始なり。外交の事はより次第に其の歩を進めたり。

然るに其の後間もなく日清兩國の間に紛議を生じ、遂に臺灣征伐の事あるに至れり。是より先、我が民の漂流して臺灣に到れるもの、其の蕃人の爲に害せられたるこ

臺灣征伐



臺灣征伐

征韓論

とあり。當時臺灣は清國の領土なりしかども、清國は蕃人を以て化外の民なりとし、蕃地を以て政權の及ばざる所なりとして、我が被害に對し、少しも之を顧みざりき。されば我が政府は明治七年陸軍中將西郷從道つぐみちをして兵を率ゐて蕃人を征伐し、以て其の罪を正さしめたり。然るに蕃人もとより我が敵にあらず、其の地忽ちにして我が軍に服せんとせり。ここに至り清國は俄に我が出兵に對して異議を唱へしかば、我が政府は之と談判の末、遂に清國をして償金を出さしめて事局を結びたり。

初め朝廷外國と和親するの議を決し給ふや、特に使を

朝鮮に遣はして王政維新のことを告げ、修好を勧め給へり。然るに朝鮮には當時排外思想盛なりしかば、我が勸告に應ぜざるのみならず、却つて禮を失すること多かりき。そもそも朝鮮は其の地最も我が國に近く、古より我と親密なる關係あり、江戸幕府の時代にも將軍の代替り毎に、使を我に遣はして之を慶賀するを例とせし程なりき。然るに今や我が好意を斥け、無禮を我に加へたれば、參議西郷隆盛等大いに憤り、自ら朝鮮に赴きて談判を試み、彼尙聽かずば兵を發して之を伐たんと主張し、朝議も亦ほぼ之に一定せり。たまたま岩倉具視等の一行歐米諸國を視察して歸朝するに及び、内治

の急なるを説きて外征の議に反對せしかば、其の事遂に止み、隆盛は其の同志なる參議後藤象二郎、同板垣退助、同江藤新平等と、袂を連ねて官を辭せり。時に明治六年十月なり。此の時新政日尙淺くして、或は舊幕政を追懷するものあり、或は政府の意を誤解するものなどありて、人心頗る動搖せり。かくて翌七年に至り、江藤新平は不平の餘り遂に亂を佐賀に起し、次いで征臺の役のありし後も、地方の騷亂は未だ全く跡を絶つに至らず、九年には新政を喜ばざるの徒相前後して熊本、萩等に亂を企てたり。是等は皆久しからずして鎮定せしが、翌十年に至り、遂に西南の役起れり。

西南の役

さきに隆盛の官を辭するや、郷里鹿兒島に歸りて私學校を起し、子弟を養成せり。是等の中には政府の施設を悦ばざるもの多く、明治十年二月遂に隆盛を擁して兵を擧げたり。ここに於て隆盛は政府に問ふ所ありと稱し、其の徒を率ゐて東上せんとし、先づ進みて熊本城を圍む。熊本鎮臺司令長官陸軍少將谷干城固く守りて屈せず。朝廷乃ち熾仁親王を征討總督とし、陸軍中將山縣有朋、海軍中將川村純義すみやしを參軍として隆盛を討たしめ給ふ。かくて田原坂の激戦を経て、賊軍熊本城の圍を解きて退き、更に各地に轉戦したりしが、其の勢日々に衰へ、九月隆盛自殺して亂遂に平げり。後二十二年憲法發

布の日に當り、天皇隆盛が王政維新の際に於ける勳功を思召し、特に賊名を除きて正三位を贈り給へり。

第十四 憲法發布

公議輿論の採用

明治新政の大方針は五箇條の御誓文によりて定められしが、其の第一條に於て「廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」と仰せ給ひ、衆議によりて政治を爲すの基は早くここに開かれたり。かくて明治七年に至り、さきに征韓の議によりて官を辭したりし後藤象二郎、板垣退助、江藤新平等、上書して民選議院を設けられんことを請ふ。政府は漸進の方針を採り、時尚早しとして、其の議

帝國憲法の
發布

を容れざりしが、翌八年に至りて元老院を置き、又地方官會議を開き、次いで府縣會、町村會を設け、次第に公議輿論を採用するの道を開きたり。

此の頃民間にも政治思想漸く發達せるを以て、明治十四年に至り天皇詔を下して、來る二十三年を期し國會を開設せんことを告げ給ふ。ここに於て參議伊藤博文を西洋に遣はして各國の憲法を調査せしめ、彼此を參考し、我が國體に基づきて帝國憲法を制定し、二十二年紀元節の日を以て之を發布し給ふ。國民歡呼して此の盛事を祝す。此の時天皇詔し給はく、

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫

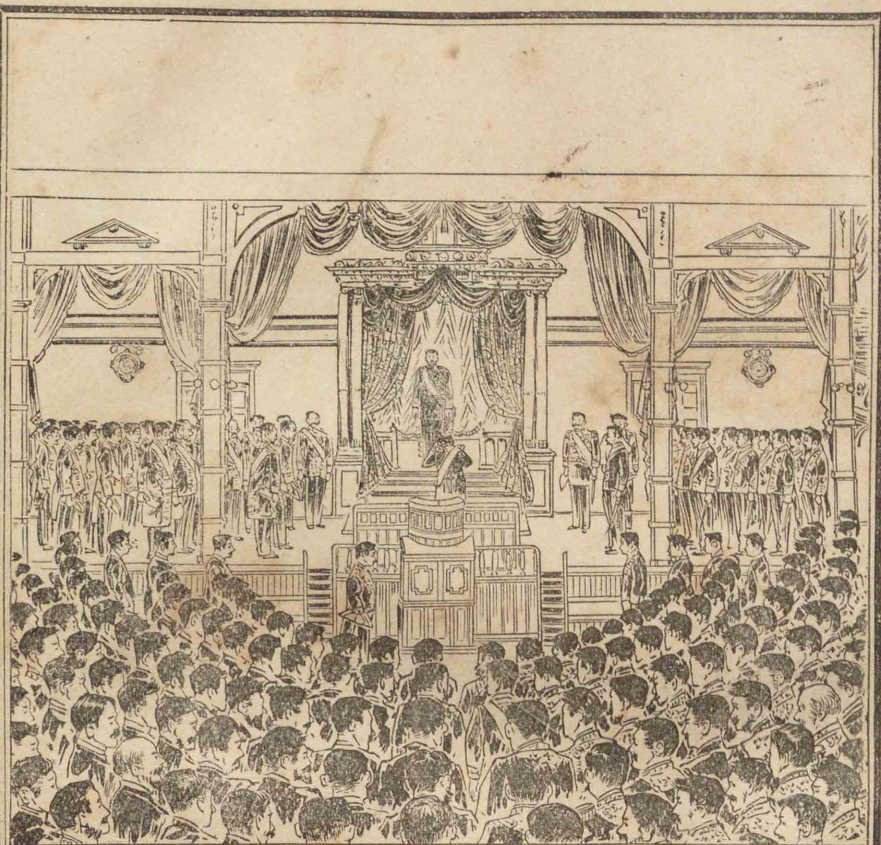
帝國議會の
開會

ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

と。帝國憲法は實に我が大日本帝國の根本たるべき大法にして、上は天皇より下は一般國民に至るまで、其の行ふべき所、遵ひ守るべき所を定め、一切の政治法律の基となるべきものなり。

明治二十三年天皇憲法の定むる所により、貴族衆議兩院の議員を東京に召集し、親臨して第一回の帝國議會



第一會議開院式

を開き給へり。開院式の勅に曰く、朕即位以來二十年間ノ經始スル所内治諸般ノ制度粗其ノ綱領ヲ舉ケタリ庶幾クハ皇祖皇宗ノ遺徳ニ倚リ卿等ト俱ニ前ヲ繼キ後ヲ啓キ憲法ノ美果ヲ收メ以テ將來ニ

益我カ帝國ノ光烈ト我カ臣民ノ忠良ニシテ勇進ナル氣性トヨシテ中外ニ表明ナラシムルコトヲ得ムと。ここに於て萬機公論に決するの聖旨は實施せられ、我が大日本帝國は東洋に於ける唯一の立憲國となれり。

第十五 明治二十七八年戰役と條約改正

明治の初、朝鮮政府が我が修好の提議を拒み、我に禮を失するや、之が爲に我が國には征韓の論さへ起りしかども、事遂に實行に至らずして止みたり。次いで明治八年我が軍艦清國に赴かんとして、遂に朝鮮の近海を過

朝鮮と修好條約を結ぶ

朝鮮事變と天津條約

ぎ、薪水を江華島に求めんとせしに、其の守兵より不意の砲撃を受けしかば、我が兵乃ち之と砲火を交へ、遂に砲臺を陥れたり。ここに於て我が政府は參議黒田清隆、元老院議官井上馨を遣はして朝鮮政府に談判し、彼をして其の罪を謝せしめ、遂に修好條約を結ばしむるに至れり。やがて我が政府は京城に公使館を設け、花房義質を公使として赴任せしめたり。

明治十五年に至り朝鮮に暴徒起りて我が公使館を焼く。我が政府乃ち其の罪を責めて、償金を出さしめき。かくて事一度は治りしが、此の頃朝鮮には獨立事大の兩黨ありて相争ひ、十七年に至りて再び事變を起したり。

獨立黨は我が國に依りて政治を改革せんとする黨派にして、事大黨は保守を喜びて清國に依らんとする黨派なり。此の年獨立黨先づ起りて事大黨の首領を殺し、一時政權を握りたりしが、事大黨は京城に駐屯せる清兵の助を得て之を破り、遂に我が公使館を焼くに至りき。されば我が政府は參議井上馨を遣はして朝鮮政府に談判し、彼をして償金を出して其の罪を謝せしめたり。然るに此の事は、もと清國に關係ある難問題にして、其の根本を解決するにあらざれば、他日更に變亂を生ずるの虞あり。よりて我が政府は更に參議伊藤博文を清國に遣はし、李鴻章と天津に會し、爾來兩國共に朝鮮

日清の開戦

に兵を置くことをやめ、若し必要あらば互に相通知したる後に出兵すべしと約せしめたり。之を天津條約と云ふ。時に明治十八年四月なり。

其の後も朝鮮は國勢振はず、人民は官吏の誅求に苦しむこと甚だしかりしが、二十七年に至り東學黨の徒之を憤りて遂に亂を起したり。其の勢頗る盛にして朝鮮政府之を鎮定すること能はず。ここに於て清國は屬國の難を救ふと稱して兵を送りしかば、我が政府も亦我が公使館と居留民との保護の爲に朝鮮に出兵せり。かくて此の年七月我が軍艦の豊島沖を過ぐるや、清艦之を砲撃して戦端を開きしかば、我が艦應戦して之を破

下關條約と
遼東還付

り、次いで我が陸軍も亦清兵と成歡に戦ひて之を走らせたり。越えて八月天皇宣戰の詔を下し給ふ。是より我が軍は平壤、黃海、旅順口、威海衛、田庄臺等、陸に到る所捷を奏し、破竹の勢を以て進み將に國都北京に逼らんとするに至れり。

清國は連戦連敗の有様を見て大いに恐れ、李鴻章を我が



平壤の戦

國に遣はして和を請はしむ。我が政府乃ち内閣總理大臣伊藤博文、外務大臣陸奥宗光を全權辨理大臣となし之と下關にて談判せしめ、遂に清國をして朝鮮の獨立を認めしめ、又遼東半島、臺灣及び澎湖島を我が國に讓ること、貿易港を開くこと、償金二億兩^{てり}を出すこと等を約せしめて和を結べり。之を下關條約と云ふ。時に明治二十八年四月なり。然るに露西亞、獨逸、佛蘭西の三國は、我が國の遼東半島^{リョウトウ}を領有するは東洋永遠の平和に害ありとし、之を清國に還付せんことを勸告せり。ここに於て我が政府已むを得ずして之を容れ、半島を清國に還し、其の代償として更に三千萬兩を受取れり。

臺灣平定

臺灣既に我が領土となる。而も島内には尙我が政令に従はざるものありしかば、我が陸海兩軍は命を奉じて赴き討ち、遂に全島を平定せり。此の役能久親王^{カキヒ}、川北宮近衛師團長として征討に勞し給ひ、遂に病を得て薨じ給ひき。されば後に臺灣神社を創設し、大國主命等諸神を祀るに及びて、親王の靈を合せ祀れり。

條約改正

安政五年に調印せられたる歐米諸國との條約は、徳川幕府の末に當り結ばれたるものにして、治外法權^{チガイホウケン}の存在等、我が國に不利益なる箇條多かりき。されば、政府は熱心に之が改正をはかること屢^{しばしば}なりしも、諸外國の同意を得ること容易ならざりき。然るに其の後、憲法の發

布、議會の開設あり、民法、商法等の法律も亦次第に成るに及び、二十七年英吉利先づ同意を表したり。次いで明治二十七八年戰役を経て、我が國威大いに揚るに及び、他の諸外國も亦相繼いで改正に同意し、遂に三十二年に至り新條約始めて實施せられたり。ここに於て國民多年の宿望たりし治外法權の撤去實行せられ、關稅權の一部分を除くの外は、すべて歐米諸外國と對等の地位を占むるに至れり。

第十六 明治三十七八年戰役

明治二十七八年戰役の後、露西亞、獨逸、佛蘭西、英吉利等

北清事變

諸強國は、各種種なる名義の下に、清國に逼りて或は土地を租借し、或は鐵道敷設の權利を得たり。されば清國人の中には外人を忌嫌ふの念盛に起り、三十二年に至り暴徒遂に蜂起して、基督教の會堂を毀ち、宣教師を襲ひたり。然るに清國政府は之を鎮むること能はざりしのみならず、翌三十三年には官兵も亦暴徒に加りて、共に北京なる各國の公使館を圍み、我が公使館員及び獨逸公使を殺害するに至れり。ここに於て列國の軍相聯合し、我が軍其中堅となりて北京に逼り、公使館の急を救ふを得たり。かくて清國政府は償金を支拂ひ、特に我が國と獨逸國とに對しては謝罪使を遣はすことを

約して、列國と和を結べり。世に之を北清事變と云ふ。此の役、我が軍隊は諸強國の兵の中にありて功績殊ことごとに多かりき。されば既に明治二十七八年戰役によりて武威はつみを發揚せる我が國は益、諸外國の間に重きをなすに至れり。

日露間の交
盟と日英同

北清事變の際に當り、滿洲にある清國兵の其の地に在留せる露西亞人を襲ひしことありき。露國は此の機に乗じ、兵を出して滿洲を占領せしが、事變の鎮定するに及びても之を還さざるのみならず、尙進みて韓國をも威壓せんとするの勢ありき。韓國は即ち元の朝鮮にして、明治二十七八年戰役後其の國號を改めたるなり。滿

洲、韓國は其の地我が國に近く、其の安危は直ちに我が國の安危に關すること極めて大なるを以て、我が政府は清、韓兩國の領土を保全し、東洋の平和を維持せんが爲に、屢、露國と談判する所あり。三十五年一月東洋の平和に就きて所見を同じくせる英國と同盟して、清、韓兩國の領土を保全し、他の二國以上が連合して、東洋に於て日本又は英吉利と開戦する場合には、兩國は相共に之に當るべきことを約せり。然るに露國は我が談判に對する返答を延引するのみならず、頻りに滿洲に於ける軍備を整へ、遂には我が國をも威壓せんとするの勢を示したり。ここに於て我が國は、露國の到底我と平和

に交渉するの誠意なきを知り、談判を繼續するの益なきを覺りて、三十七年二月已むを得ず國交の斷絶を露國に通知せり。

日露の國交既に絶ゆるや、戦端ここに開けて、此の年二月十日天皇宣戰の大詔を下し給へり。是より後、我が聯合艦隊は旅順の敵艦隊を壓迫して、屢砲撃を加へ、或は其の港口の閉塞を試み、或は其の沿岸一帯の封鎖を宣言し、八月十日遂に大いに之を黄海に撃破せり。引續きて我が別艦隊は敵の浦潮斯德艦隊を蔚山沖に迎へて、又大いに之を破りき。ここに於て我が海軍は東洋の海上權を掌握するを得たり。又我が陸軍は露西亞兵を韓

日露の開戦
と我が軍の
勝利

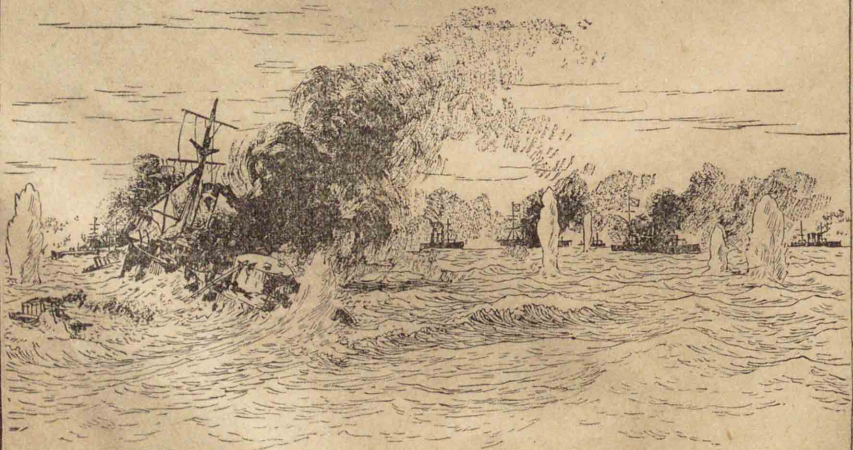


滿洲軍總司令官奉天に入城す

國より驅逐し、進みて滿洲の野に轉戦し、頻りに敵を北方に壓迫せしが、六月に至り滿洲軍總司令部成り、次いで八月下旬より九月に涉りて奮戦數日、遂に遼陽を占領し、翌月更に敵を沙河に破れり。又別に旅順を攻圍せる我が軍は翌三十八年一月敵が難攻不落

と恃める其の要塞を陥れて、悉く港内の軍艦を撃沈し、敵兵二萬餘を虜にせり。是より攻圍軍は更に北進して滿洲軍に合し、二月下旬より三月十日に涉り、六十餘萬の兵士と一千三百餘門の大砲とを有する敵の大軍と奉天に會戦して、遂に大いに之を撃破し、敵兵四萬餘を捕虜とするに至れり。かかる間にありて、敵は既に三十隻より成れる大艦隊を東洋に回航せしめしが、此の年五月下旬漸く我が近海に現れたり。我が海軍乃ち之を日本海に迎へ撃ち、激戦二日に涉りて敵艦二十隻を撃沈し、五隻を捕獲し、其の他の諸艦をして武力を失はしめ、遂に殆ど之を全滅せしめたり。實に五月二十七八

日の事なり。かくて七月に至り、我が別軍は更に樺太をも占領せり。かくの如くにして我が軍はあらゆる困苦を凌ぎ、勇戦奮闘して、陸に海に到る所として勝たざるはなかりき。中にも奉天の陸戦と日本海海戦とは、歴史ありてより以來始めての大戦争なりと稱せらるるなり。



日本海海戦

平和條約の締結

第十七 平和克復と戦後の經營

旅順に、奉天に、日本海に、我が軍頻りに大勝を得るや、上下舉りて相慶し、歡呼の聲は到る所に溢れ、海外諸國相傳へて驚嘆せり。かくて戦役の大勢既に我が勝利に歸せしかども、交戦は未だ止まらずしていつ果つべしとも見えざりしが、北米合衆國大統領ルーズベルトは、日本海海戦の後、日露兩國の政府に講和を勸告せり。我が政府は乃ち之に應じて、外務大臣小村壽太郎・特命全權公使高平小五郎を講和全權委員とし、露國の全權委員ウヰッテ・ローゼンの二人と米國のポーツマスに會して談判せしめ、三十八年九月遂に平和條約を締結せり。其の

結果露國は我が國が韓國に對して政治上軍事上に卓絶なる利益を有することを承認し、樺太の南半を我に割き、又其のかねて清國より得たる旅順・大連等の關東州の租借權と、長春以南旅順に至るまでの鐵道等とを我に譲れり。

樺太及び租借地の經營

平和條約締結の後、我が政府は樺太及び關東州の政務を整へ、旅順口の海防を修むるなど、必要なる戦後の經營に着手し、又政府監督の下に、滿洲の鐵道並びに其の沿道の鑛山等を經理する會社を設立せしめたり。初め日露兩國の戦を開くや、我が國は韓國と利害を共にすること約し、次いで戦争終るに及び、協約を重ね

韓國の保護と清國領土の保全

て韓國を我が保護國とし、統監府を置き、樞密院議長伊藤博文を統監に任じて事に當らしめしが、後更に其の政務を擴張して、愈保護の實を擧ぐることにせり。又清國に對しては、我が國が戰時中占領したりし滿洲の地を還付し、露國も亦約に従ひて撤兵せしかば、清國は是より自ら政令を滿洲に布くことを得て、領土保全の實ここに擧り、益兩國間の親善を加へたり。

日露の平和條約將に成らんとする頃、日英兩國はさきに締約せし同盟條約を擴張して、更に攻守相援くることとし、次いで四十年に至り、我が國は佛露の二國とも協約し、翌年北米合衆國とも互に外交文書を交換し、四

日英同盟の擴張と日佛露の協約の併合の韓國の併合

國民の覺悟

十三年七月、再び露國と協約を重ね、歐米諸國との親交益厚きを加へたり。然るに我が天皇陛下は韓國が常に禍亂の淵源たることを顧み給ひ、日韓相互の幸福を増進し、東洋の平和を永遠に確保せんが爲に韓國を併合するの必要を認め給ひ、遂に此の年八月を以て、韓國皇帝より其の一切の統治權を永久に讓與することを受諾し給へり。ここに於て韓國を改めて朝鮮と稱し、總督府を置きて諸般の政務を統べしめ給ふに至れり。かくの如くにして我が國は漸次に國威を海外に宣揚し、遂に世界の列強と肩を比するの地位に達せり。是もとより我が天皇陛下の御聖徳と、國民が身を忘れて義

勇公に奉じたるとよると雖も、亦我が萬世一系の天皇代仁慈にましまして、常に御心を國利民福の増進に用ひ給ひ、國民亦世世心を一にして忠君愛國の精神を發揮したる結果に外ならず。されば此の昭代に遭遇せる我等國民は能く此の成功の由來をわきまへ、責任の益重きを加へたるを覺りて、各自に其の本分を完うし、光輝ある我が國史をして益、其の光輝を加へしめんことを期せざるべからず。

尋常小學日本歴史卷二 兒童用終

附録

御歴代表 (下)

(何年前とは明治四十四年より數へたるなり)

(三) 南北合一後より現今に至る

天皇	在位年間	摘	要
後小松天皇	二〇三—二〇七	應永四年足利義滿金閣を營む(五百十四年前)	
稱光天皇	二〇七—二〇八		
後花園天皇	二〇八—二二四	永享十一年關東管領足利持氏亡ぶ(四百七十二年)	
後土御門天皇	二二四—二二六	應仁元年應仁の亂起る(四百四十四年前) 文明九年應仁の亂止む(四百三十四年前) 同十四年足利義政銀閣を營む(四百十九年前) 明應四年北條早雲小田原城に據る(四百十六年前)	
後柏原天皇	二六〇—二六六		
後奈良天皇	二八六—三二七	天文十二年葡萄牙人始めて鐵砲を傳ふ(三百六十八年前) 弘治元年嚴島の戰(三百五十六年前) 永祿三年桶狭間の戰(三百五十二年) 天正元年足利將軍亡ぶ(三百三十八年前) 同十年武田氏亡ぶ(三百二十九年前) 同十八年本能寺の變(三百十九年前) 同年山崎の戰(三百十九年前) 同二十三年豐臣秀吉關白となる(三百十六年前)	
正親町天皇	三二七—三四六	天正十八年北條氏亡ぶ(三百二十一年前) 文祿元年朝鮮を伐つ(三百十九年前) 慶長二年再び朝鮮を伐つ(三百十四年前) 同十四年秀吉薨す(三百十三年前) 同十五年關原の戰(三百十一年前) 同八年德川家康征夷大將軍となる(三百八年前)	
後陽成天皇	三四六—三七七		

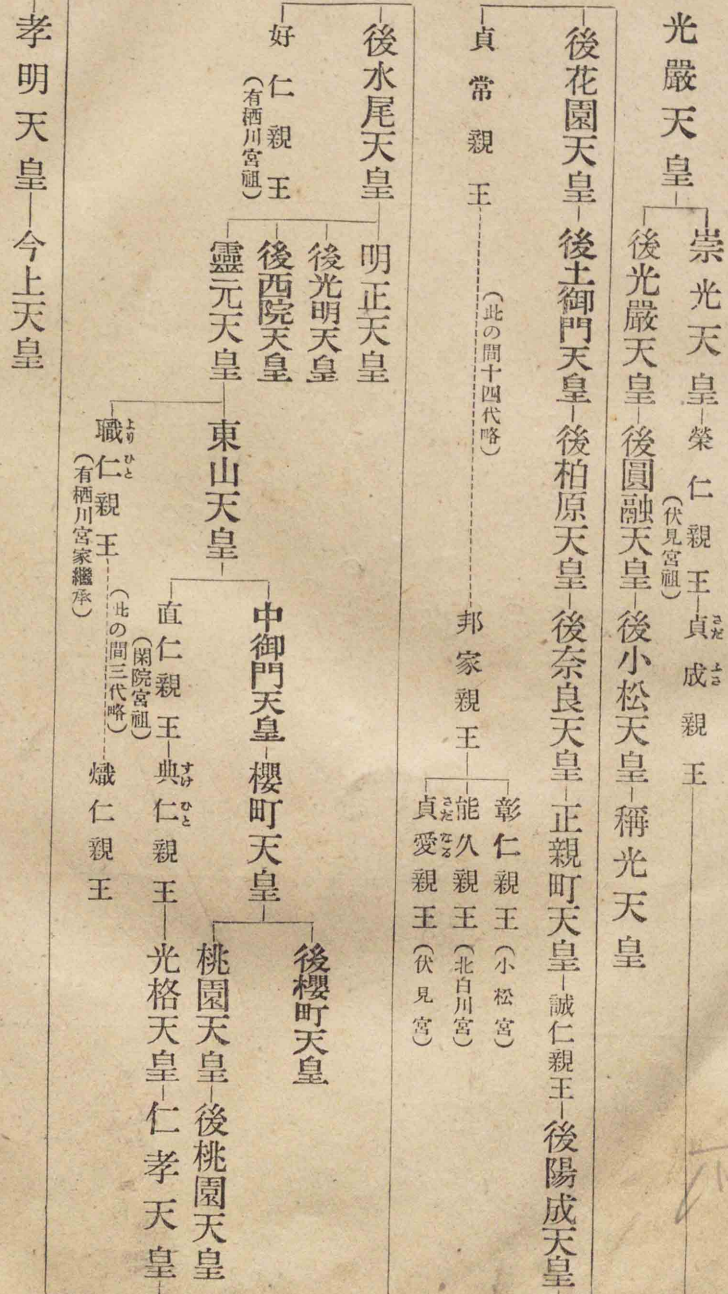
後水尾天皇 三三七—三三九	明正天皇 三三九—三三三	後光明天皇 三三〇三—三三二四	後西院天皇 三三四—三三三	靈元天皇 三三三—三三七	東山天皇 三三七—三三六	中御門天皇 三三六—三三五
慶長十九年大阪冬の役(二百九十七年前) 元和元年(二百九十九年前) 同二年徳川家康薨す(二百九十五年)	寛永十三年我が邦人の海外に航するを禁ず(二百七十五年前) 同十四年島原の亂起る(二百七十四年前) 同十六年蘭人以外の西洋人の渡來するを禁ず(二百七十二年前)		明暦三年徳川光圀大日本史の編纂に着手す(二百五十四年前)	元祿三年徳川綱吉孔子廟を湯島に建つ(二百二十一年前)	寶永七年閑院宮家創立(二百一十年前) 正徳元年朝鮮使者待遇改る(二百十年前) 享保元年徳川吉宗將軍となる(百九十五年前)	
櫻町天皇 三三九—三四七	桃園天皇 三四七—三四三	後櫻町天皇 三四三—三四三〇	後桃園天皇 三四三—三四三九	光格天皇 三四三—三四七	仁孝天皇 三四七—三五〇	孝明天皇 三五〇—三五六
寶曆八年竹内式部等罪せらる(百五十三年前)	明和四年山縣大貳等罪せらる(百四十四年前)		天明七年松平定信老中となる(百二十四年前)	文政八年外國船擊攘令を布く(八十六年前) 天保十二年節儉の令を布く(七十年前)	嘉永六年ベルリ来る(五十八年前) 安政元年和親條約成る(五十七年前) 同五年通商條約成る(五十三年前) 萬延元年櫻田門外の變(五十一年前) 文久三年三條實美等西奔す(四十八年前) 元治元年長州を伐つ(四十七年前) 慶應元年再び長州を伐つ(四十六年前)	

今上天皇

三五七……

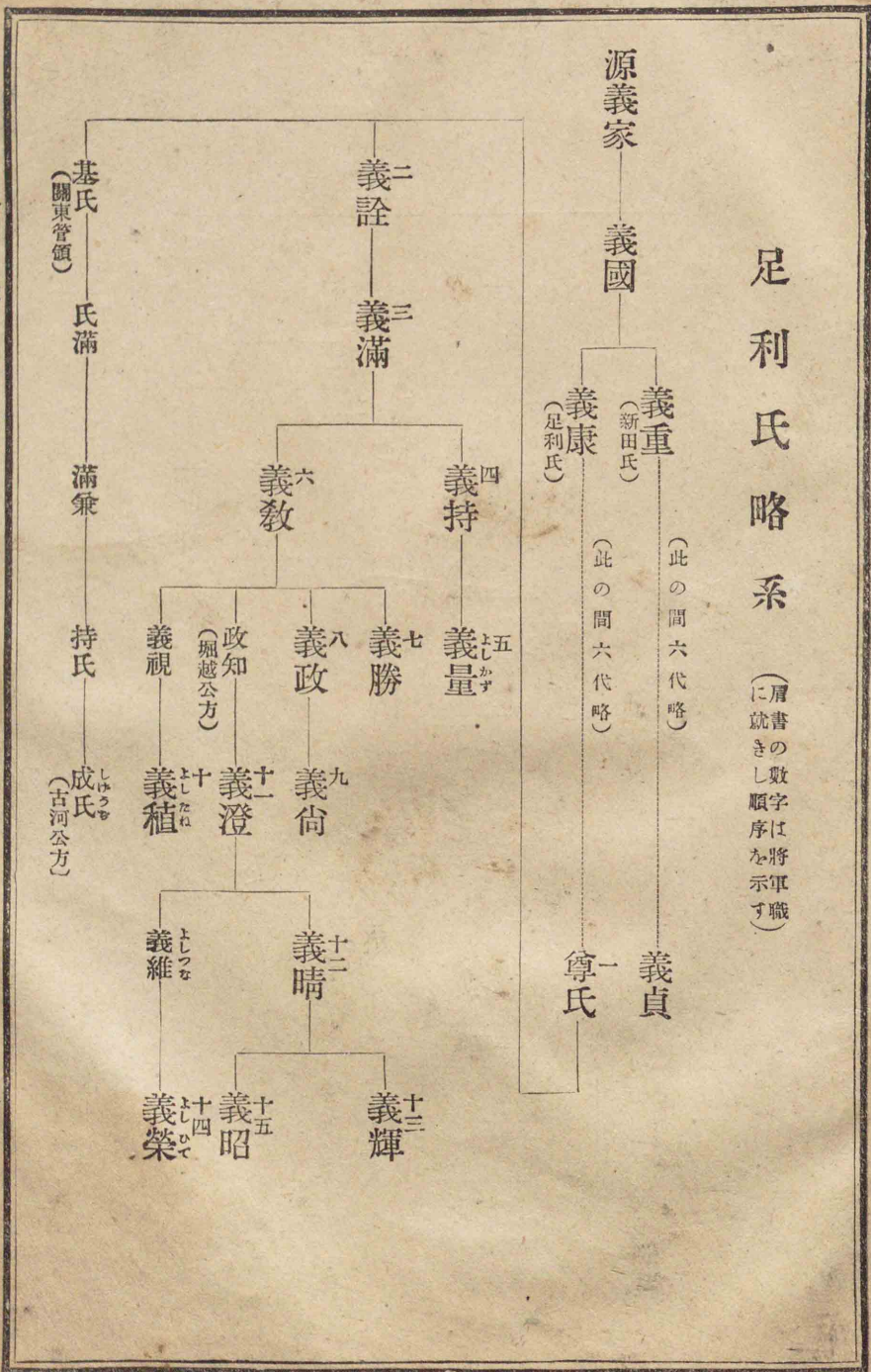
今上天皇 三五七……
慶應三年徳川慶喜大政を奉還す(四十四年前) 明治元年典義鎮定(四十三年前) 同二年諸藩版籍を奉還す(四十二年) 同四年藩を廢して縣を置く(四十年前) 同十年清國との修好條約成る(四十年前) 同十六年征韓の議(三十八年前) 同十七年佐賀の亂(三十七年前) 同十八年江華島の暴擧(三十六年前) 同十九年朝鮮との修好條約成る(三十五年前) 同十八年西南の役(三十四年前) 同十八年天津條約成る(二十六年前) 同二十二年憲法發布(二十二年前) 同二十三年第一回帝國議會開院(二十一年前) 同十一年教育に關する勅語下る(二十一年前) 同二十七年日清兩國開戦(十七年前) 同二十八年下關條約成る(十六年前) 同三十二年改正條約實施(十二年) 同三十三年北清事變(十一年前) 同三十五年日英同盟(九年前) 同三十七年日露兩國開戦 同三十八年日英同盟擴張 同年ポーツマス條約成る 同四十年日韓新協約成る 同四十一年日露新協約成る 同四十三年七月露國と協約を重訂 同年八月二十九日露國併合條約公布せらる

御略系 (下)

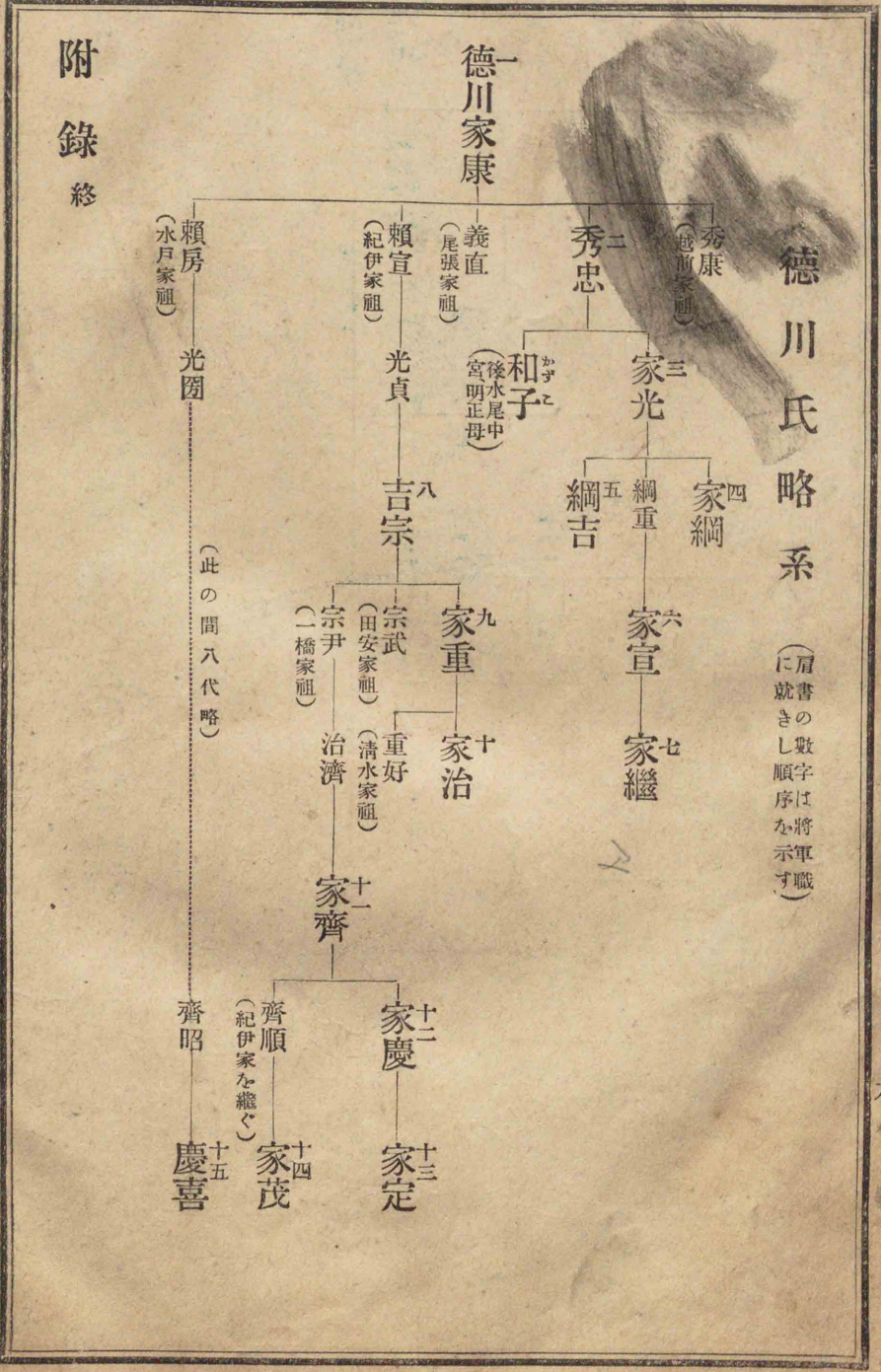


足利氏略系

(肩書の数字は將軍職に就きし順序を示す)



附錄終



明治四十三年九月十七日印刷
 明治四十三年九月二十日發行
 明治四十三年十月一日翻刻印刷
 明治四十三年十月六日翻刻發行

著作権所有

著作兼發行者

文部省

定價金九錢

翻刻發行

日本書籍株式會社

代表者 大橋新太郎

印刷者

大倉保五郎

印刷所

大倉印刷所

明治四十三年十月三日
文部省檢査濟

(一七五二)

發賣所

東京市日本橋區新右衛門町拾六番地

株式會社 國定教科書共同販賣所

広島大学図書

2500034491

